

「千葉」はジュース、「船橋」が肉・魚・乳製品―
―。中国で日本全国の市と東京特別区の4割にあたる地名が商標登録されていると、千葉県議が21日、議会で取り上げた。一般社団法人の日中商標権情報センターとともに、中国国家工商行政管理総局商標局のホームページ「中国商標網」を検索したという。

千葉はジュース？

その結果、日本の789市と東京23区のうち、44%にあたる361の地名が登録されていた。県庁所在地は31市が登録され、「仙台」や「京都」「北九州」など政令指定市もあった。

人口の多い首都圏の地名では「川口」がアルコール飲料、「渋谷」が医療サービス、「小金井」が機械器具・工作機械、「厚木」が被服・履物などの分野で商標登録されていた。

メロンで有名な「夕張」が果物、イセエビの「伊勢」は魚製品など、農水産物にかかわる地名も登録が多かった。「宇治」の場合は茶製品を扱う日本企業が登録していた。

センターによると、中国の法律では本来、地名は商標登録できない。そのためか、東京や大阪など、現地でも有名な大都市の登録はなかったという。センターは「無名のため審査をすり抜けたり、地名と知らずに登録されたりしたものもあるので」と推測している。

(重政紀元)

日本の市名4割、中国で商標登録